

## 諮問市第1号

下水道使用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問

次のように下水道使用料の徴収処分に係る審査請求があったので、この審査請求を棄却することについて、地方自治法第229条第2項の規定により諮問する。

令和2年9月3日提出

横浜市長 林 文子

### 1 審査請求人

旭区今宿南町1,865番地

有限会社新生食品

代表取締役 本田 修 康

### 2 審査請求に係る処分

横浜市長が、平成30年9月7日横浜市下水道条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づいて行った2件の下水道使用料の徴収処分（以下これらを「本件徴収処分」という。）

### 3 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件徴収処分を取り消す裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

本件徴収処分に係る下水道使用料（以下「本件下水道使用料」という。）の算定に利用されたメーター（以下「本件メーター」という。）は、審査請求人の工場（以下「本件工場」という。）において油揚げの製造に使用する井戸水にその水量に応じて滅菌液を注入するために設置されたものであるから、本件下水道使用料の算定に利用するのは不適切である。

また、水分割合が多いという油揚げの特質から、本件工場から公共下水道に排除する汚水の量は、本件工場において使用する水の量と異なる。

これらのことから、本件徴収処分は、不当である。

#### 4 棄却しようとする理由

本件メーターについては、本件下水道使用料に係る井戸（以下「本件井戸」という。）及びもう1つの井戸（以下「本件別井戸」という。）からの配管が接続され、両井戸の水のろ過後の合計水量が計量される場所、両井戸の水以外の水や滅菌液を計量することはなく、計量が不正確という事情もない。そのため、当該合計水量から審査請求人が横浜市長に報告している本件別井戸に係る使用水量を控除したものが本件井戸に係る使用水量であり、それを基に本件下水道使用料を算定している。

また、営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合、その営業を営む者は、その旨を条例第19条第2項に基づき市長に申告することができる場所、審査請求人は、当該申告をしていない。

したがって、本件徴収処分は、適法かつ正当なものであり、審査請求人の主張には理由がない。

**参 考**

**事件の概要**

- 1 平成30年9月7日 有限会社新生食品（以下「審査請求人」という。）は、工場で油揚げを製造するために使用する2つの井戸のうちの1つの井戸に係る下水道使用料を支払っていなかったため、横浜市長は、審査請求人に対し、当該井戸に係る2件の下水道使用料を徴収する処分（以下これらを「本件徴収処分」という。）を行った。
- 2 平成30年12月7日 審査請求人は、本件徴収処分を不服として、横浜市長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 3 平成31年1月16日 横浜市長は、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき、本件審査請求の審理手続を行う審理員を指名した。
- 4 平成31年2月から令和2年1月まで 横浜市長は、審理員に対して、弁明書を提出し、審査請求人は、審理員に対して、反論書等を提出した。
- 5 令和2年7月1日 審理員は、横浜市長に対して、行政不服審査法第42条第2項の規定に基づき、本件審査請求は棄却されるべきである旨の審理員意見書を提出した。

地方自治法（抜粋）

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第 229 条 (第 1 項省略)

- 2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

(第 4 項及び第 5 項省略)